

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
第24回理事会議事録

1. 開催日時：平成29年12月20日（水）午後4時30分
2. 開催場所：東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー会議室
3. 出席者数：理事総数 35名 出席理事数 29名
監事総数 2名 出席監事数 2名
4. 出席者氏名：名誉会長 御手洗 富士夫
理事 森 喜朗、武藤 敏郎、布村 幸彦、竹田 恆和、河野 一郎、
山脇 康、佐藤 広、橋本 聖子、中森 邦男、谷本 歩実、
田中 理恵、成田 真由美、横川 浩、ヨーコ ゼッターランド、
高島 なおき、河野 雅治、秋元 康、蜷川 実花、
高橋 治之、萩生田 光一、平岡 英介、鈴木 大地、泉 正文、
遠藤 利明、齋藤 泰雄、潮田 勉、小山 くにひこ、
東村 邦浩、猪熊 純子
監事 黒川 光隆、武市 敬

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり定足数の出席があったので、定刻、定款第33条の規定に基づき代表理事（会長）森喜朗氏が議長席に着き開会を宣し、挨拶をした後、本理事会の進行役として理事武藤敏郎氏を指名し、武藤敏郎氏はそれを承諾した。

その後進行役は、直ちに下記議事の審議及び報告事項の報告に入った。

〔決議事項〕

第1号議案 開会式・閉会式について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、追加配布した資料に基づき、東京2020大会開会式・閉会式に関する基本コンセプト最終報告について、第一章「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の位置づけ」、第二章「開会式・閉会式の全体コンセプト」及び第三章「4式典の位置づけ」の内容を説明した。

続いて、議長の指示により進行役が指名し、有識者懇談会の座長である名誉会長御手洗富士夫氏は、「東京2020開会式・閉会式4式典総合プランニングチーム」について、基本的な考え方、チーム編成、役割等の有識者懇談会における議論の状況を説明した。その後、補足として事務局が、「東京2020開会式・閉会式4式典総合プランニングチーム」メンバーの略歴等について、補足説明を行った。

その後議長が、追加配布した資料記載の東京2020大会開会式・閉会式に関する基本コンセプト最終報告及び東京2020開会式・閉会式4式典総合プランニングチームを設置することについての承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

第2号議案 東京2020パラリンピック聖火リレーのコンセプトについて

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-1記載のとおり、本年7月に承認頂いた

東京2020オリンピック聖火リレーのコンセプトと同様に、新たに東京2020パラリンピック聖火リレーのコンセプトについても、聖火リレー検討委員会で諮った上で取りまとめた旨述べ、IPC（国際パラリンピック委員会）への提出に先立ち、本理事会で承認頂きたい旨説明した。

続いて、パラリンピック聖火リレーの役目及び実施日数を説明した。

続いて、プロジェクターに資料を投影し、パラリンピック聖火リレーの運営に際しての発想、オリンピック聖火リレーと異なる点を説明した。

続いて、東京2020パラリンピック聖火リレーのコンセプト、ステートメント、スローガンをそれぞれ説明した。

スローガンについては、第1案をIPCに提出し、今後、IPCとの交渉や類似の商標等により断念せざるを得なくなった場合には、日本語のスローガンについては第2案で調整し、英語のスローガンについては、第1案の文から修正を施す予定である旨説明した。

また、本理事会で承認を得られた場合には、商標登録等の手続を行うとともに、平成30年2月までにIPCへ提出する旨報告した。

その後議長が、別紙資料1-1及び投影した資料記載の東京2020パラリンピック聖火リレーのコンセプトにつき議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

第3号議案 組織委員会予算（バージョン2）について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料「組織委員会予算（バージョン2）について」記載のとおり、新たにとりまとめた東京2020大会の組織委員会予算及びその他の経費の概要を説明した。

その後、組織委員会予算については、本理事会で承認された後、その旨をIOCに報告し、公表することにつき了解を得る必要がある旨報告した。

また、組織委員会予算の公表については、当法人以外の予算について都・国との調整が終わり次第、都・国の大会経費と合わせて公表したいと考えているため、本年12月22日に公表する予定である旨報告した。

その後議長が、別紙資料記載の組織委員会予算（バージョン2）につき議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

第4号議案 IOC及びAtosとの契約締結について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-3記載のとおり、東京2020大会において、当法人が各ステークホルダーに対して各種ITサービスを提供するために、当該カテゴリのTOPパートナーであるAtos及びIOCとの間で包括的な供給契約（Particularised Agreement。以下「PA」という。）を締結したい旨述べた。

また、PAは、IOC、Atos及び当法人との間で締結するITサービスの供給契約であり、開催都市契約において締結が義務付けられている旨説明した。

続いて、このPAに基づきAtosから提供されるサービス（契約内容）及び主な対象システムの全体像を説明した。その後、契約額、契約先、契約期間及び関連ステークホルダーを説明した。

その後議長が、別紙資料1-3記載のとおり、IOC及びAtosとの契約締結につき議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

第5号議案 2018年度以降のオフィス確保について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-4記載のとおり、オフィスについては、警備や輸送等、大会運営において不可欠な各種センター機能とオフィスを一体で設置し、組織内の緊密

な連携のもと、業務の効率化と円滑な調整を図る必要があると考えている旨述べた。

続いて、現在設置しているオフィスを説明した上で、大規模なオフィススペース確保に向けて、別紙資料1-4記載のとおり、新たにオフィスを設置したい旨説明した。

なお、当該オフィスは、2018年度より段階的にフロアを確保し、2019年度より既存オフィスの賃借の見直しを通じて、効率的な業務運営を可能にしていきたい旨説明した。

その後議長が、別紙資料1-4記載のとおり、2018年度以降に当法人のオフィスを確保することにつき議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

〔報告事項〕

1. 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト（進捗報告）

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、本年4月から実施中の本プロジェクトの進捗状況について、別紙資料2-1記載のとおり、回収状況を報告した後、企業からの提供や一般廃棄物からの回収も開始している旨報告した。

続いて、各種イベントの機会を利用し、より多くの人の参加を促している旨報告した。

また、今後のスケジュールを報告した上で、本年9月の理事会で報告した入賞メダルのデザインのコンペティションについて、本日からエントリーの受付を開始した旨報告し、平成30年の夏に向けてデザインの選考を実施し、その後、メダル製造に移っていく予定である旨報告した。

2. マスコット選考状況報告

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-2記載のとおり、本年12月7日にマスコット候補の最終候補案の発表を行った旨報告した。なお、本最終候補案は、国内の意匠商標調査・国際商標調査に加えて、本年12月1日付マスコット審査会において、制作過程の確認がされており、最終候補案として問題ないものであることが承認されている旨報告した。

また、本年12月11日から、全国の小学校において、各クラスでのマスコット投票が開始された旨報告し、初日には、小学校3校にご協力頂き、メディア向けに公開したマスコット投票授業を実施した旨報告した。

その後、現在の参考状況として、本年12月19日午前10時現在の事前登録学校数及び投票実施学校数を報告した。

なお、投票結果については、平成30年2月28日に、マスコット審査会での確認を経た上で採用作品を発表する予定である旨報告した。

3. ボランティアプログラムについて

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-3記載のとおり、平成30年の夏頃からボランティアの募集を開始していく予定である旨述べ、理事への報告スケジュールを報告した。

なお、ボランティアの募集、研修等の運営のあり方や、裾野拡大等についての基本的な考え方を表すものは、平成28年12月に公表した「東京2020大会に向けたボランティア戦略」のとおりである旨報告した。

なお、議長の指示により進行役は、本日配布した別紙資料3-1「IOC理事会及び第5回IOC調整委員会会議について」及び別紙資料3-2「2018年お正月・平昌冬季大会時のライセンス商品展開」については、資料の配布をもって報告したものとする旨報告した。

上記報告事項の報告が全て終了した後、議長の指示により進行役は意見交換に入った。意見交換

では、18歳以下の子どもたちの参画等に関する組織的な働きかけ及びライセンス商品の開発に中小企業がチャレンジできる仕組みづくりについて意見が交換された。また、ボランティア及びライセンス商品も含めた国民がオリンピックを身近に感じることができる取組について意見が交換された。

以上をもって本理事会における全議案の審議を終了したので、議長が挨拶をした後、午後6時00分閉会を宣した。

上記議事の経過の要領及びその結果を記載し、本議事録を作成し、一般法人法第197条により準用する同法第95条第3項及び定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事（会長）及び監事が以下に署名又は記名押印する。

平成29年12月20日

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会